

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

| |
|--|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根 拠 条 項：第9条の8第2項 |
| 処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除 |
| 原権者（委任先）：徳島県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項（教習射撃場の指定）、第9条の8第1項（教習射撃場の指定の解除等）・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条（教習射撃場の指定の解除） |
| 処 分 基 準： 教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。 |
| 問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部生活安全企画課 （電話 代表088-622-3101） |
| 備 考： |